

受付印		令和 年 月 日		整理番号	事務所番号	管理番号	申告区分							
				法人番号	申告年月日									
					年	月	日							
				殿										
所在地 (郵便番号等) の場合は銀行 所在地と記入)		(電話)		事業種目										
(ふりがな)				前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億	百万	千	円					
法人名														
(ふりがな)		(ふりがな) 経理責任者 氏名		前期末現在の資本準備金の額及び 資本準備金の額の合算額										
代表者 氏名				前期末現在の 資本金等の額										
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の予定申告書		※												
事業税														
前事業年度の事業税額(⑧の金額)		⑧	兆	十億	百万	千	円	道府県民税						
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業								前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑩の金額)	兆	十億	百万	千	円	
所得割額(⑨× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑨	兆	十億	百万	千	円	①	兆	十億	百万	千	円	
附加価値割額(⑩× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑩	兆	十億	百万	千	円	②	兆	十億	百万	千	円	
資本割額(⑪× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑪	兆	十億	百万	千	円	③	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業								この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	兆	十億	百万	千	円	
収入割額(⑫× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑫	兆	十億	百万	千	円	④	兆	十億	百万	千	円	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								この申告により納付すべき法人税割額(②)-(③)	兆	十億	百万	千	円	
所得割額(⑬× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑬	兆	十億	百万	千	円	⑤	兆	十億	百万	千	円	
附加価値割額(⑭× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑭	兆	十億	百万	千	円	⑥	兆	十億	百万	千	円	
資本割額(⑮× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑮	兆	十億	百万	千	円	⑦	兆	十億	百万	千	円	
収入割額(⑯× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑯	兆	十億	百万	千	円		この申告により納付すべき道府県民税額(④)+(⑥)	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業									この申告の期間	・	・	・	・	・
附加価値割額(⑰× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑰	兆	十億	百万	千	円		前事業年度又は前連結事業年度の期間	・	・	・	・	・
資本割額(⑱× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑱	兆	十億	百万	千	円		通算親法人の事業年度の期間	・	・	・	・	・
収入割額(⑲× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		⑲	兆	十億	百万	千	円		備考					
特別法人税	前事業年度の特別法人事業税額(⑳の金額)		⑳	兆	十億	百万	千	円	関与税理士署名					
	特別法人事業税額(㉑× $\frac{6}{前事業年度の月数}$ )		㉑	兆	十億	百万	千	円						
予定期申告税額(⑨+(⑩)+(⑪)+(⑫)+(⑬)+(⑭)+(⑮)+(⑯)+(⑰)+(⑱)+(㉑))		㉒	兆	十億	百万	千	円							
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉓	兆	十億	百万	千	円							
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額		㉔	兆	十億	百万	千	円							
法第15条の4の微収猶予を受けようとする税額		㉕	兆	十億	百万	千	円							
		(電話)												

事業年度				・	・	法人名						
前事業年度の事業税額の明細								前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要		課 稅 標 準		税率 (%)	税 額		(特別控除取戻税額等又は個別 帰属特許控除取戻税額等)	兆	千億	百万	千	円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業												
所得割	所得金額総額 <b>③</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁶	( )				
所得割	所得金額 <b>⑧</b>	兆	十億	百万	千	円						
付加価値割	付加価値額総額 <b>⑨</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁷					
付加価値割	付加価値額 <b>⑩</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁸					
資本割	資本金等の額総額 <b>⑪</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
資本割	資本金等の額 <b>⑫</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業												
収入割	収入金額総額 <b>⑬</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
収入割	収入金額 <b>⑭</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
所得割	所得金額総額 <b>⑮</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
所得割	所得金額 <b>⑯</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
付加価値割	付加価値額総額 <b>⑰</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
付加価値割	付加価値額 <b>⑱</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
資本割	資本金等の額総額 <b>⑲</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
資本割	資本金等の額 <b>⑳</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
収入割	収入金額総額 <b>㉑</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
収入割	収入金額 <b>㉒</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業												
付加価値割	付加価値額総額 <b>㉓</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
付加価値割	付加価値額 <b>㉔</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
資本割	資本金等の額総額 <b>㉕</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
資本割	資本金等の額 <b>㉖</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
収入割	収入金額総額 <b>㉗</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
収入割	収入金額 <b>㉘</b>	兆	十億	百万	千	円	②⁹					
合計事業税額 <b>㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㉟+㉟+㉟+㉟+㉟</b>					㉙							
事業税の特定寄附金税額控除額					㉚							
仮装経理に基づく事業税額の控除額					㉛							
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					㉜							
納付すべき事業税額 <b>㉙-㉚-㉛-㉜-㉝</b>					㉙							
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業												
所得割	④	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ⑤	兆	十億	百万	千	円
資本割	⑥	兆	十億	百万	千	円	収入割 ⑦	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業												
所得割	⑧	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ⑨	兆	十億	百万	千	円
資本割	⑩	兆	十億	百万	千	円	収入割 ⑪	兆	十億	百万	千	円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業												
資本割	⑫	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ⑬	兆	十億	百万	千	円
資本割	⑬	兆	十億	百万	千	円	収入割 ⑭	兆	十億	百万	千	円